

「特殊検診項目」名称および分布区分 鉛健康診断結果報告書(鉛中毒予防規則, 様式第3号), 有機溶剤等健康診断結果報告書(有機溶剤中毒予防規則, 様式第3号の2), 特定化学物質健康診断結果報告書(特定化学物質等障害予防規則, 様式第3号)

対象物質名	検査項目名	単位	分 布		
			1	2	3
鉛	鉛	μg/dL	≤20	20<, ≤40	40<
	δ-アミノレブリン酸	mg/L	≤5	5<, ≤10	10<
	赤血球遊離プロトポルフィリン	μg/dLRBC	≤100	100<, ≤250	250<
トルエン	馬尿酸*	g/L	≤1	1<, ≤2.5	2.5<
キシレン	メチル馬尿酸*	g/L	≤0.5	0.5<, ≤1.5	1.5<
N,N-ジメチルホルムアミド	N-メチルホルムアミド*	mg/L	≤10	10<, ≤40	40<
ノルマルヘキサン	2,5-ヘキサジオン*	mg/L	≤2	2<, ≤5	5<
1,1,1-トリクロルエタン	総三塩化物**	mg/L	≤10	10<, ≤40	40<
	トリクロル酢酸**	mg/L	≤3	3<, ≤10	10<
トリクロルエチレン	総三塩化物**	mg/L	(≤100)	(100<, ≤300)	(300<)
	トリクロル酢酸**	mg/L	(≤30)	(30<, ≤100)	(100<)
テトラクロルエチレン	総三塩化物**	mg/L	(≤3)	(3<, ≤10)	(10<)
	トリクロル酢酸**	mg/L	(≤3)	(3<, ≤10)	(10<)
エチルベンゼン	マンデル酸*	g/L	—	—	—
スチレン	スチレン代謝物*	g/L	—	—	—

〔採尿について〕

*連続した作業日の最初の日を除いた作業終了2時間前に一度排尿して捨てる。作業終了時排尿して所定の容器に必要量を入れて提出する。

**連続した作業日のうちで週末の作業日の当該作業終了2時間前に一度排尿して捨てる。

作業終了時排尿して所定の容器に必要量を入れて提出する。

〔その他の注意事項〕

- ・尿量がゲーターに影響することがありますので、適切な水分摂取をお願いします。
- ・アルコール・フルーツ・清涼飲料水がゲーターに影響する事がありますので、採尿前日から摂取をひかえて下さい。
- ・採尿後冷蔵で1週間程度ゲーターは安定です。凍結で3~6ヶ月は安定です。

※2014年11月よりスチレン、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレンについては、有機溶剤中毒予防規則(有機則)から特定化学物質障害予防規則(特化則)の対象物質に位置づけられ、分布区分の報告義務はなくなりました。